大学入学前後の世代の健康状態とその問題点

松井利幸大西積守

Several Considerations on the Health-Conditions of the Students, who hope to go to College.

Toshiyuki MATHUI Sekimori ONISHI

1. 研究の目的

学校における保健教育は、まず対象である児童、 生徒、学生及び幼児の健康状態を把握することが 第一歩である。このために各学校段階で発育発達 に応じてそれぞれ健康調査及び検査がなされてい る。特に義務教育として最初の就学時の健康診断 では、その子どもの一生を方向づける程の重要な 検査であることは周知のことであり、それ故に厳 密に健康状態が検査されている。また、小学校か ら中学校、中学校から高等学校に進学する際には、 その児童生徒の健康診断票が送付され、それを調 査することにより上級学校では、新らしく入学し てくる生徒の健康状態をおおむね把握することが 可能である。

一方,学校として最後の段階である大学については、他の段階と違って新入生の健康状態を把握するのにより大きな困難性がある。その理由として、直接的には高等学校から大学に進学する際の時間的隔たり、及び空間的広がりからくる問題、さらに、間接的には高学歴を要求する社会的背景と関連して、受け入れる側での大学の入試に対する学力偏重、それを指導する入試行政のあり方など、多くの要因が考えられる。

こうしたなかで文部省は、昭和51年度の入学者 選抜にあたっての健康状況の把握について、以下 のように各国公私立大学長あてに通知した。すな わち,高等学校を昭和51年3月卒業みこみの者(以 下現役という)と昭和49年度卒業者(以下1浪とい う)については、「調査書」の『健康の状況』欄を参考にすること。また、昭和48年度以前の卒業者及び大学入学検定合格者(以下 2 浪以上という)については新らたに医師の作成した健康診断書を提出させて健康状況を把握すること。そして、これらの資料に基づいて各大学は異常所見者などを対象に精密検査などを必要に応じて実施し、慎重な判断のもとに、学力検査がたとえ優秀であっても不合格の判定を行ない得ることを示した。

ここで問題となるのは,入試の際に最初に健康 状態を把握するための資料がそれぞれに時間的ズ ・レのあることである。最も新らしい資料は医師の 検査した 2 浪以上のものであり、つぎに「調査書」 よりの現役のもの、さらに1年間空白のある1浪 の資料ということになる。このことは同じ大学を 志望する者にとって, 学力検査においてはある意 味では公平になされることになるが、健康検査で は高等学校卒業の年次別に1年から2年もの資料 の隔たりがあるにもかかわらず、それらの資料が そのまま最初のふるい分け (スクリーニング) に かけられることとなり、公平を期することからも 問題である。また、大学入試を控えて受験生活を 強いられている者にとって、1年前、2年前の健 康状態が果たしてそのまま維持されているかとい うことは疑問である。さらに、一般的にいっても 健康検査の保証期間がそんなに長期に渡るものと は思われないのである。

よって本研究のねらいは,大学入試時における 健康検査の現状が果してどの程度個々の受験生の 健康状態を正確に把握し得るものかということを 究明することである。言を換えれば、大学入学前 の受験生の健康状態と大学入学後の健康状態を比 較、分析することである。このことは同時に、受 験生の健康問題を明確にするとともに、大学にお ける保健教育の基礎資料を得ようとするものでも ある。

Ⅱ. 研究の方法

1. 大学入学前の健康状態について

第一次調査として昭和51年度の愛知教育大学入学志願者5288名を対象とし、以下の方法で書類調査した。まず、現役4083名及び1浪972名については、出身高等学校長が作成した「調査書」のうち『健康の状況』欄を資料とした。一方、2浪以上233名については、医師の作成した「健康診断書」をそれぞれ資料として大学入学前の健康状態を調査した。健康検査項目については、指定されている視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病異常についてそれぞれ調査した。なお、この書類調査で当大学の入試健康検査基準に照らして疑いのみられた者については、入試の学力検査終了後(昭和51年3月24日)直ちに第二次として専門医師による再検査を実施し、表1のように判定・標示区分した。

2. 大学入学後の健康状態について

昭和51年度愛知教育大学入学者1006名について の定期健康診断の結果を資料として調査分析した。 項目は視力,色覚,聴力,結核で,時期は51年5月6日である。なお,入試時に再検査を行なった者は、その該当する項目を省いた。

表1. 愛知教育大学入試健康検査の判定規準 (昭和51年度現在)

| 判 | 定 | 標示区分 | 備考 | | | |
|------|----|------|--------------|--|--|--|
| \abc | 格 | A | 異常なし | | | |
| 適 | | В | 異常あるも修学に支障なし | | | |
| 不过 | 窗格 | С | 修学に適せず | | | |

Ⅲ. 研究の結果

1. 大学入学前の健康状態について

イ. 全体的傾向

まず全体的にみると図1のようになり、書類調査による異常の疑いのある者は5288名中 171名、 (3.23%) であった。この者に対する再検査の結果、異常とされた者、すなわち、標示区分「B、C」は63名であり、再検査者の36.8%、志願者全体からみると 1.2%の出現率であった。

口. 検查項目別判定結果

図1にみられるように、36名の欠席者を除く135名に対して再検査を実施した結果を項目別にまとめたものが表 2-1 である。最も多かった検査対象項目は視力と色覚であった。

- ① 視力については書類調査のうち、裸眼視力、
- 1.0 未満の者に対する矯正視力が0.6 以下の者が

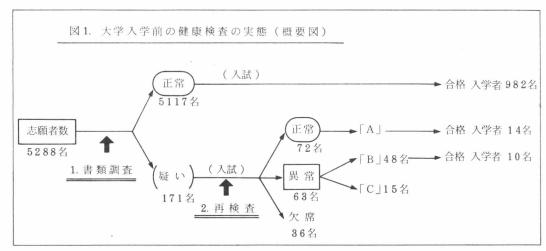


図1. 大学入学前の健康検査の実態(概要図)

表2-1. 再検査による判定結果-検査項目別

| N=135名 | (| 1 | 内数字は合格者数を示す。 |
|--------|-----|-----|--------------|
| 10011 | - 1 | -/: | 門奴丁は口管自奴を小り。 |

| 項 判定・区分 | 目 | 視力 | 色覚 | 聴力 | 結核 | その他 | 計 |
|------------|---|---------|--------|-------|----|--------|---------|
| 適格 | А | 41 (10) | 3 (1) | 2 (2) | 2 | 24 (1) | 72 (14) |
| /m 10 | В | 3 | 30 (8) | 0 | 1 | 15 (2) | 49 (10) |
| 不適格 | С | 0 | 11 | 1 | 0 | 3 | 15 |
| . 計 | | 44 (10) | 44 (9) | 3 (2) | 3 | 42 (3) | 136 ** |

※総計が1名多いのは二項目に重複した者が1名いたためで ある。

対象となったが、再検査では全員が「適格」と判定された。一方、色覚は44名と多かったが異常者が高率であった。すなわち、「A」の3名に対し、「B」が30名と最も多く、「C」の「不適格」は11名にのぼった。③聴力、結核については実数的にわずかであり、高度難聴(聴力損失デシベル50dB以上をいう)1名以外は「適格」であった。最後に、④その他の疾病及び異常(『健康の状況』欄の「担当学校医及び担任教員所見」を含む)についての対象者は42名と多く、「A」24名、「B」15名、「C」3名であった。そのうちの主な疾病及び異常を列記すると、循環器系での心臓の異常や既往症のある者、手術したことのある表れどら々、若

「C」3名であった。そのうちの主な疾病及び異常を列記すると、循環器系での心臓の異常や既往症のある者、手術したことのある者など6名、若年性高血圧4名の計10名。ついで泌尿器系の腎炎8名であり、これには急性、慢性がみられた。また、運動障害及びその既往症のある者6名、神経性の異常がみられた者4名などであった。なお、合格者については表2-1のとおり、受検者のうち24名が該当した。判定区分からみると「B」から10名が合格し、うちわけは色覚の弱度異常者から8名、腎炎から2名であった。以上の他、「調査書」の「出欠の状況」欄から、高校在学中に欠席が特に多かった者に対する問診などを実施した

八. 卒業年次別判定結果 (表2-2参照)

た。

全体的に2浪以上と1浪,現役の順に再検査の該当率が高かった。

者が12名であったが、全員判定区分「A」であっ

しかし、逆に異常者の検出率は、1浪、現役、 2浪以上と資料の古い順に高率であった(各年次間に有意差なし)。

表2-2. 再検査による判定結果—卒業 年次別(単位,名)

() 内数字は合格者数を示す。

| | | | | / 円数十 | 5 日 日 日 安 | (911) |
|---------|-----|---|---------|--------|-----------|---------|
| 年次判定・区分 | | | 現 役 | 1 浪 | 2 浪~ | 計 |
| 受 | 験 者 | 数 | 3, 423 | 699 | 164 | 4, 286 |
| 再検査者数 | | | 98 | 28 | 9 | 135 |
| | 率 | | 2.9% | 4.0% | 5.5% | 3.1% |
| 判定・区分 | 正常 | А | 52 (13) | 13 (1) | 7 | 72 (14) |
| | 異常 | В | 34 (4) | 12 (6) | 2 | 48 (10) |
| | | С | 12 | 3 | 0 | 15 |
| 異 | 常者 | 率 | 46.9% | 53.6% | 22.1% | 46.7% |

2. 大学入学後の健康状態について

イ. 全体的傾向

昭和51年度新入生1006名について実施した春の 定期健康診断では、新らたに疑いのもたれた学生 は70名であった。それを項目別にまとめたものが 表3-1である。

表3-1. 入学後の健康診断結果—検査 項目別(単位,名)

| 結 | 項目果 | 視力 | 色覚 | 聴力 | 結 核 | 計 |
|------|-----|------|------|------|------|----|
| 受 | 診者数 | 769 | 910 | 763 | 900 | * |
| 疑 | い者数 | 23 | 8 | 22 | 17 | 70 |
| | 率 | 3.0% | 0.9% | 2.9% | 1.9% | _ |
| 精検結果 | 正常 | 8 | 2 | 14 | 12 | 36 |
| | 異常 | 0 | 6 | 0 | 3 | 9 |
| | 未受検 | 15 | 0 | 8 | 2 | 25 |

※各項目ごとに受診者が異なる。

口. 検査項目別健康診断結果

視力と聴力では疑い者検出率それぞれ約3.0% が選別された。精検を受けなかった者が相方とも多いが受診した者は全員正常であった。色覚については精検の結果、8名中6名が「第2色覚異常第一度」(弱度)と判定された。(以上の精検は本学眼科学校医、耳鼻咽喉科学校医によって実施された。)胸部エックス線間接撮影(7×7cm版)により異常の3名は、「左上肺野陳旧性結核」1名、心臓の「左第1弓突出」2名で要観察と診断された。

他に生理的範囲の心肥大が多かった。なお,表中の 定期健康診断とは別に,入学時すでに腎炎にかか っており休学した者が1名あった。

ハ. 高等学校卒業年次別健康診断結果(表 3 - 2 参照

年次別に疑い者検出率の多い順にあげれば、現 役の7.1%, 1浪の6.8%, 2浪以上の4.0%と なった(各年次間に有意差なし)。

表3-2. 入学後の健康診断結果―高校 卒業年次別(単位,名)

| 結 | 年次果 | 現 役 | 1 浪 | 2 浪~ | 計 |
|----|-----|------|------|------|-------|
| 入 | 学者数 | 833 | 148 | 25 | 1,006 |
| 疑 | い者数 | 59 | 10 | 1 | 70 |
| | 率 | 7.1% | 6.8% | 4.0% | 7.0% |
| 精 | 正 常 | 28 | 7 | 1 | 36 |
| 検結 | 異 常 | 8 | 1 | 0 | 9 |
| 果 | 未受検 | 23 | 2 | 0 | 25 |

Ⅳ. 考 察

〇大学入学前の健康状態の把握をめぐって 本研究においては表2-1,及び表2-2のよう に.135名が再検査に該当し、それは受験者数の3.1 %にあたった。高等学校卒業からの年次別にみて みると, 2 浪以上が5.5%と最も多く, ついで1 浪の4.0%、現役の2.9%となった。このことは 高等学校卒業から年を経るに従って高率の傾向に あったが有意差はみられなかった。つぎに再検査 の結果をみると、異常者の検出率は1浪に最も多 く53.6%, ついで現役の46.9%, 2浪以上の22.1 %の順になった。各年次間の比較において有意差 はみられなかったけれども、やはり健康状態の資 料の古い順に高い検出率の傾向を示した。このこ とは一つの重要な問題を提起している。 すなわち, 2 浪以上の者は入学願書提出の際に新らたに医師 が診断しているから比較的近い資料であり, 入試 時までにさほど変動 (特に症状の悪化など) はみ られなかったといえる。しかし、一方、最も悪い 成績だった1浪についていえば,「調査書」の資料 が検査項目によっては、 高等学校3年次のもので あったり、2年次あるいは1年次のものである可能性がある。そうした高等学校のある時点での健康状態からある時間的経過を経て入試時に再検査した結果、他と比較してより多くの異常者を出したことは、やはり受験生活期にある世代の健康はむしばまれているのではないかと推測される。また本研究ではふれられなかった精神面の健康を考え合わせるとき、より一層の危険を感ずる。

項目別にみると、まず視力は殆んど正常であっ たわけだが、これは高等学校での健康診断で正確 に矯正視力が測定されていないために起きた現象 であり、それが是正されることによって再検者は 殆んど無くなるはずのものである。なお、表中に は表わされていないが、高等学校によっては視力 の項目が白紙のままのところも少なからずあり、 入試事務の一貫として当該高等学校長あてに再度 問いなおしをする状態もみられた。(後述)。また 色覚については異常者の検出率が最も高く, 不適 格者「C」は11名におよんだ。なお、異常のある 「B」30名と合わせると41名であり、受験者中の 0.96%にあたる。51年度の学校保健統計をみると、 高等学校1年にあたる15才時に2.35%となってお り、それよりは低率であった。その他の疾病及び 異常で特に目立つのは内臓疾患である。心臓と血 管に異常のある者は10名であり、受験者数の0.23 %であった。なお、全国の17才の被患率は0.46% である。

若年生高血圧には多くの問題が含まれているといわれているが、中でも成年期の本態性高血圧に進展する率が高いことが重要であろう。本研究では、緊張の影響によるものと思われる軽度の高血圧の者が4名みうけられた。腎臓疾患については8名、受験者数の0.19%の検出率であった。全国の17才の統計では0.22%であり、他の疾患と比べると本研究では全国平均に近い値となった。この腎臓疾患と循環器系疾患には事実上密接な関係があり、高血圧症がしばしば腎臓の奇形や疾患に合併しているともいわれており、この世代での見逃がせない重要な疾患である。

O大学入学後の学生の健康状態の把握をめぐっ て

新入学生が入学して, まず大学で行なう健康状 態の把握は定期健康診断で始められる。特に大学 では学生の年令的へだたりとか, 出身地の広がり, また,前述したように受験生活を経てきたことから 様々な健康問題が内在すると考えられる。そのた めに春の健康診断は急務かつ必須である。こうし た観点からみると、その意義にもかかわらず、本 研究では,83名の者 (入学者の8.3%) が一項目 も受診していなかった。これは伊藤もいっている ように、管理されるということに抵抗を感じたり (大学生にもなると) 自分の健康は自分が一番よ く知っており、他からとやかく言われる必要はな いと考える者が出てくるからでもあろう。しかし、 大学に入学した途端, 今までの自分の生活, 特に 健康生活一ある者にとっては大学入試合格の手段 としてしかとらえていなかったのかもしれないが ―への配慮が、急に糸が切れたように途絶えてし まったのでなければ幸いであるが。ともかく,こ の未受診者を無くする手だてが大きな大学の課題 である。

つぎに問題となるのは、この健康診断において, 入学前には選別されなかった新らたな疑い者~異 常者の出たことである。それらが後天的なものな らびに突発性のものならその間に発生したものと 考えられるが、殆んど先天的なものといわれてい る疾患については問題とせざるを得ない。本研究 でこのことに該当するのは色覚である。疑い者8 名、そのうち軽度ではあるが異常者6名が検出さ れた。これは高等学校での「調査書」の作成及び それ以前の健康診断の信頼性が問われてくる。前 にも触れたが、「調査書」の『健康の状況』欄につ いても、項目によっては白紙があったり、高等学 校によっては全ての項目を一括して「異常なし」 とゴム印で押したり、たった1本の斜線で片づけ ているのも少なからずみうけられた。こうした高 等学校での実態をみると,教育の目的及び大学進 学への姿勢, とり組み方が, 本人の高校生活での 健康状態を二の次にして、学力主義、点取り主義 に陥ち入っているのではないかと疑われる。

なお、実数的には少ないけれども、後天的なものでは結核で1名、心臓の「左第1弓突出」で2名の要観察者が新らたに出ており、先の1名は休学を要

するために直ちにその手続きをしている。また,本調査以外にも腎炎により同様な休学手続きをした者が1名いたことは注目すべき実状であった。やはり受験期の者にとっての健康は心身ともに阻害されているともいえる。さらには、健康を害していることを自ら知っていながら、なおかつ受験したということをどう解釈すべきか、なぜ、健康が回復するまで待てなかったのか、と考える時、大学受験というのはそれほど悲愴なもの、健康にとっては非常に危険な社会悪であり、早急な改善が必要とされる。

Ⅴ. 結 論

本研究は大学入学前の青少年が、受験を控えていかなる健康状態であるのか、その実態を把握することと共に、大学へ入学する新入学生がどのような健康問題を抱えているのかを考えることによって、大学入試制度の問題点をさぐり、この時期に遭遇する世代の健康問題をさぐってみた。その結果、

- 1. 大学入学前の健康状態については、色覚、心臓血管系や腎炎などに異常者がみられ、身体面よりもむしろ精神面などを加味した様々な要因が健康を阻害していることが推察された。
- 2. 大学入学後については、新入生の健康診断への自覚が薄い傾向がみられたが、それにしても 重い症状に陥っている者もみられ、受験期の健 康への弊害が顕著に現われた。
- 3. 現状の大学入試における受験生の健康の把握 方法については、高等学校が作成する「調査書」 の信憑性とか、資料の時間的へだたりの大きさ からくる不確かさの問題などで、非常に困難で あり、かつ危険性を伴なうことも指摘した。

なお,本研究の一部は,第23回日本学校保健学会 (1976.10.北大)にて口頭発表した。

注および引要文献

1) 学校保健法第5条によると、検査の結果、就 学義務の猶予若しくは免除、又は盲学校、聾学 校若しくは養護学校へと就学が分けられること になっている(昭和33年制定。)

- 2) 昭和51年度大学入学者選抜実施要領について (通知) 文部省大学局長,1975.3.6
- 3) 愛知教育大学入試健康検査基準(昭和45年10 月28日制定)で不適格は以下のとおり。
 - a. 色 覚 強度異常 (弱度異常は美術科 のみ不可とする)。
 - b. 視 力 矯正両眼視力 (雙眼を含む) 0.6以下。
 - c. 聴 力 高度難聴の者 (ただし, 片耳 が正常の場合は可)。
 - d. その他 本学の教育課程の履修が困難 であると判定される運動障害, 著しい疾患及び異常を有する 者。
- 4) 再検査の方法は、視力―国際標準準拠視力検査器、安藤式。色覚―①大熊式色覚異常検査表。 ②東京医科大学式色覚検査表。③The fornsworth dichromous test for color blindness, panel D-15の三種を全て。聴力―個人用純音オージオメーター。
- 5) 学校保健法施行規則第4条第3項より,色覚 の検査は高校にあっては第1学年のみでよく, 同第5項聴力については毎学年行なうことがた てまえではあるが,高校では第2学年を除くこ とができるものとしている。
- 6) 前掲注2) p. 13。「調査書」の作成についての行政指導は、出身学校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成委員の審議を経て作成するものとし、記入にあたっては、『健康の状況』欄は、高等学校生徒健康診断票のうち、

- 最も新しい記載事項を転記することとし、記入 者はクラス担任となっている。
- 7) 学校保健統計調査速報; 健, Vol 16, No. 2, p. 70~71. 健編集部, 1977. 5。
- 8) 加藤活大, 佐藤祐三, 戸田安士, 伊藤章; 大学生の血圧検診に関する研究, 学校保健研究, Vol 19, No. 5, p. 239. 保健研究社, 1977. 5 (再録)。
- 9) ヒュウマンライフエンサイクロペディア 6, 「口腔と歯,消化器系,腎臓」p. 106, 講談 社,1974. 4。
- 10) 伊藤章; 保健管理に思う, 学校保健研究, Vol 19, No.6, 巻頭言, 保健研究社, 1977. 6。
- 11) 大西積守, 松井利幸, 天野敦子; 教育目標の分析―小学校について―, 第16回東海学校保健学会講演集, p. 29, 1973. 12. において, 小学校ではあるが, 愛知県下の602 校のうち539校(90%)が教育目標の中に"健康"をかかげており, 健康を教育することの重要さが示されていた。
- 12) 朝日新聞,昭和51年12月19日12版,当時の永井文相は,諮問していた「小・中・高校の教育課程の基準の改善について」の答申が出された際に、「受験地獄解消のための"4頭立ての馬車"はこの答申で3頭がかしらをそろえた……」と語った。その3頭とは、①教育課程の改善(昭和52年6月8日に新学習指導要領案を発表)、②大学の共通一次試験の実施(昭和54年度からに決定)、③高等教育の格差是正であり、残る1頭は学力偏重社会を改めることとしている。